

JA東京グループ

平成30年度農業政策・税制改正要望

東京都農業協同組合中央会

【新たな都市農業のステージへ】

政府は、日本の農林水産業が成長産業として確立し、次代に継承されるために「農業競争力強化プログラム」を2016年11月にまとめ、農林水産業・地域の活力創造プランを改定した。

この目標に向かって進むためのエンジンとなるのは、216万戸の国内農家である。そして、それぞれの地域において、477万haの農地を耕作し、8.8兆円の農業産出額を更に増やしていく取り組みがはじまっている。しかし、安価な輸入農産物が溢れる中で、農業産出額を増やしていくことは、農家の努力だけでは不可能である。エンジンが空回りしないように、しっかりとした土台が必要なのは言うまでもないことだが、その土台こそが日本の農業の必要性を理解した国民の合意形成である。

日本には、多様な農業が存在し、農業・地域・伝統・文化を守り、魅力増す農業・農村の実現に向けて、農家やJAは手を携えて取り組みを進めている。

こうした中、都市農業は日本農業の一つの柱として、地の利を生かし“農業の可能性と存在価値”を国民・世界に発信することで、国民の農業に対する合意形成を醸成し、明日の日本農業と我が国全体の成長に結びつけていくポテンシャルを持っている。

都市農業の潜在力を開花し、目標を達成する為に、今こそ農業振興施策の本格的な展開が望まれる。

よって、国、政府が今後農業振興施策の本格展開を進めるにあたり、農業後継者が希望を持ち、魅力ある産業として前に進む糧となる「貸借の促進」や、その実効性を現実的なものにする「主たる従事者規定の運用改善」が絶対的に必要である。1300万都市の中で、1.3万戸の農家とJAが半世紀をかけて作り上げた「無くてはならない都市農業」という評価を、我々は次世代にしっかりと繋げ、全国に広げていく覚悟である。

重点要望

<1. 新たな都市農業振興制度の早期実現>

都市農業の持続的な発展を図るための施策の方向性が明確に示された中で、都市農地の有効活用の促進を図る新たな施策が検討されている。

かねてから、JA東京グループでは、次代を担う農業後継者が、安心して農業を継続し、振興していくための施策として、相続税納税猶予の適用を受けている生産緑地における貸し借りの促進を要望してきた。この要望を実現するためには、新たな都市農業振興制度の確立と税制の仕組みが必要となる。新たな振興制度については、平成29年中の実現とともに、平成30年度税制改正大綱における税制措置の実現が求められる。

都市における営農活動の魅力と使命に満ち溢れた農業後継者が、新たな可能性を追求し、次代にわたって農地を守り続けられること。また農業団体が農家と一緒に都市農業の価値を最大化するために特に以下を要望する。

- 意欲ある多くの農家が制度を利用できるとともに、農業団体と連携を図る仕組みとすること
- 新たな土地利用規制を設けることなく、法定更新が適用されない制度とすること
- 税制においては、貸借を行った場合においても、相続税等納税猶予制度が継続されること。また、三大都市圏特定市以外で認められている現行の相続税免除措置の継続と、生産緑地以外の市街化区域内農地で措置されている相続税納税猶予制度を継続すること

<2. 新たな制度の実効性を高める主たる従事者の運用改善>

生産緑地法の改正にある「特定生産緑地制度」や新たな都市農業振興制度の実現によって、農家は都市農業のポテンシャルを最大限発揮することができるが、農家はいつ起こるか分からない相続を乗り越えてはじめて農地を次代に引き継ぎ、営農を継続していくことができる。スムーズな事業承継を得るためには、事前の納税対策が不可欠となり、農地保全を図るうえで一定の見通しを立てることができる材料が必要である。今回の都市農業振興基本計画に盛り込まれた生産緑地における貸借の推進を踏まえ、貸していても認められる「主たる従事者」の解釈を生産緑地法の運用において改善することを要望する。これによって、営農困難時貸付制度についても円滑な運用が可能となる。

＜3. 生産緑地等に関する税制措置の継続＞

農家は、都市化による営農環境の悪化や制度変更などの中で、先祖代々の農地を維持し営農を続けてきた。特に、都内市街化区域内農地の約8割にあたる3,224haが生産緑地に指定され、長年にわたる農家の努力によって、都市農地は計画的な保全が図られてきた。

今般、生産緑地法が改正され、生産緑地指定後30年が経過した場合の取扱いなどが新たに創設されたが、生産緑地である限り、引き続き固定資産税の軽減や相続税等納税猶予制度の適用などについて措置されるよう要望する。

また、都市計画法の改正により、新たな用途地域として「田園住居地域」が創設され、一定の開発規制が求められているなかで、税制上の措置は明らかとなっていない。指定された場合には、都市農家が農業経営を継続するための税制措置を要望する。

基本要望

1. 都市農業の力を発揮するために

都市農業の可能性は、農業後継者の営農活動を中心とした地域住民への貢献活動にはじまり、市民農園や福祉農園等の普及により、農の新たな価値が創造されていく。人口の7割が集中する都市部においてこうした取り組みを推進することで、国産農畜産物の消費拡大や持続可能な農業への理解が国民全体に浸透することが期待される。そのために、次代を担う農業後継者が安心して、都市において農業を継続し、振興していくための施策実現の声が高まっている。

また、市街化区域における相続税等納税猶予制度や生産緑地制度は、現行法制下の中で、農地保全における重要な役割をこれまで果たしてきた。今後、都市農業の多面的機能をより発揮するために、さまざまな環境下にある農地が保全されるよう以下の通り要望する。

(新制度関係)

①新たな用途地域「田園住居地域」の創設について

平成29年4月の都市計画法の改正により、あらたな用途地域「田園住居地域」が創設されたが、用途地域は、局地的な土地利用にとどまらず、都市全体にわたるものであり、都市計画マスタープランなどの将来像とも照らし、自治

体、農業者、地域住民が十分に合意できる手続きをもって、十分に検討されるよう、国として市区町村と連携した情報共有を要望する。

(相続税関係)

②農地とともに活用する施設等の用地について

6次産業化の一層推進や消費者の多様な需要に応えるため、生産緑地法の改正により、生産緑地上に直売所や農家レストランが設置可能となり、意欲ある農家にとって価値あるものとなったが、農機具倉庫等の農業用施設用地や屋敷林と同様に、相続税等納税猶予制度の適用対象となる農地等に含まれていない。これらは農業生産・経営と一体となるものであり、その納税のために、他の農地を売却して納税資金を確保することで農地減少につながってしまえば、都市農業の機能発揮につながらない。こうした課題に対処が可能となるよう、小規模宅地等の特例を活用することができるが、現行事業用地の限度面積である400㎡では、農地減少に歯止めがかからない状況であることから、面積の拡充を要望する。

③農地の収用に対する要望

- ・相続税納税猶予制度適用農地を公共用地等へ寄附した場合の相続税納税猶予額を全額免除することを要望する。
- ・公共事業の収用等において、土地を売った対価補償金等で、買い換えた場合に、譲渡所得税の特例を受けることができる。この特例は、代替資産の取得までの期間（原則2年）が定められており、短期間の中で希望する農地が見つかるとは限らず、代替農地取得を諦めることになり、延長等の柔軟な対応を要望する。

(生産緑地法等関係)

④生産緑地の再指定および追加指定の実施等

今般の生産緑地法の指定下限面積の改正や都市計画運用指針において、一度転用した農地であっても一定の要件の下、再指定が可能との判断基準が示されたことによって、小規模でも身近な農地が、生産緑地として機能を発揮するこ

とが可能となったが、自治体によっては生産緑地の再指定、追加指定が認められていない現状があることや、買取申し出については、市区町村で取扱要領を定める等、必要以上の規制が行われている場合もあり、今回の改正の主旨が活かされない可能性もあり、国としては制度の運用を促すよう働きかけを行うことを要望する。

2. 国際通商交渉について

政府は、さまざまな国際通商交渉において、交渉の状況についての十分な情報提供や重要品目など必要な国境措置等を確保し、国内の農業が、国民への食料の安定供給という使命を全うできる環境を確保することを要望する。

3. 防疫体制の強化

我が国で発生報告のなかったウメ輪紋ウイルスの発生や、キウイフルーツかいよう病等、近年動植物における病気の対策は必要不可欠となっている。こうした動植物におけるウイルス感染等は、急速に広がることもあり、発生が確認された場合には、徹底した調査を早急に行い、感染防止や根絶を行うよう要望する。また、感染した場合の伐採処分等が行われた後の農業生産再開に対する十分な措置が迅速に行われるよう要望する。

以上